

桶川市ごみ収集日程表有料広告掲載取扱要領

(平成 28 年 8 月 17 日市長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、桶川市有料広告枠設置取扱要綱（平成 22 年 2 月 15 日市長決裁）に定めるもののほか、桶川市ごみ収集日程表（以下「日程表」という。）の有料広告枠（以下「広告枠」という。）に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定める。

(広告掲載の位置)

第 2 条 広告枠の位置は、日程表の表面の下部とし、広告を掲載する場所等については、市長が定める。

(広告の規格)

第 3 条 広告枠に掲載できる広告はカラー刷り（日程表の刷り色と同色とする。）とし、大きさは 1 枠当たり縦 50 ミリメートル、横 79 ミリメートルとする。

(広告掲載料)

第 4 条 広告枠に掲載する 1 回当たりの広告掲載料は、1 枠当たり 50,000 円とする。

(広告を掲載できる者の要件)

第 5 条 日程表に広告を掲載できる者は、県内に事業所を有する者とする。

(広告掲載の優先順位)

第 6 条 広告の掲載順位は、受付順とする。

2 前項の規定にかかわらず、市内に事業所を有する者の広告の掲載については、それ以外の者の広告の掲載に優先するものとする。

(広告掲載の申込み)

第 7 条 日程表に広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、桶川市ごみ収集日程表広告掲載申込書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 広告デザインの案

(2) 事業所案内パンフレットその他事業所概要、事業内容等が分かる書類

2 申込者が申込みできる広告は、原則 1 枠とする。ただし申込者の数が募集した広告枠の数に満たないときは、この限りでない。

(掲載の決定)

第 8 条 市長は、申込書の提出を受けたときは、掲載の可否を決定し、桶川市ごみ収集日程表広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第 2 号）により申込者に通知するものとする。

(広告主の責任等)

第 9 条 前条に規定する広告掲載の決定通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに完全版下原稿又は印刷可能なデジタルデータを提出しなければならない。

(広告掲載料の納入)

第 10 条 広告主は、市長が指定する期日までに第 4 条に規定する広告掲載料を納入しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第 11 条 納入された広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めによらない理由によって広告の掲載ができなかったときは、当該掲載できなかった広告に係る掲載料を返還するものとする。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、決裁の日から施行する。

2 桶川市有料広告枠設置取扱要綱の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の号に対応する改正前の欄の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の号を加える。

改正前	改正後
(広告枠の種類) 第2条 略 (3) 略	(広告枠の種類) 第2条 略 (3) 略 (4) ごみ収集日程表有料広告枠

様式第 1 号（第 7 条関係）

桶川市ごみ収集日程表広告掲載申込書

年 月 日

桶川市長

申込者

法 人 名

代表者名

担当者名

住 所

電話番号

FAX番号

桶川市ごみ収集日程表の広告欄に次のとおり広告を掲載したいので、
広告デザイン案及び必要書類を添えて申し込みます。

申込み年度	<u>年度収集日程表</u>
-------	----------------

様式第 2 号（第 8 条関係）

桶川市ごみ収集日程表広告掲載（不掲載）決定通知書

年 月 日

様

桶川市長



年 月 日付けで申込みのあった広告掲載について、次の
とおり決定したので通知します。

決定区分	☐ 広告掲載を承認します。 ☐ 広告掲載を不承認にします。 ※不承認の理由 _____
広告掲載料	_____円
掲載条件	(1) 広告掲載料を指定期日までに納入すること。 (2) 広告の完全版下原稿等を 年 月 日までに提出すること。 (3) 本要綱の規定に反し、若しくは偽りその他不正な手段により掲載を認められた場合、又は適合しなくなった事由が生じた場合、並びに「桶川市ごみ収集日程表」に編集上の支障が生じたときは、この決定通知書を変更し、又は解除することができる。 (4) (3)による決定通知の変更又は解除の結果生じた損害について、市はその責を負わない。